

自治会やボランティア活動団体等による 地域の清掃美化活動に伴う不燃廃棄物搬入の基準

彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地

この基準は、彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例（令和3年組合条例第3号）第5条および彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例施行規則（令和3年組合規則第3号。以下「規則」という。）第11条第1項第3号の規定に基づき中継施設使用料（以下「使用料」という。）を減免する場合の要件、搬入までの手続きおよび搬入の基準を定めるものとする。

減免の要件

次に掲げる廃棄物を搬入する場合は、使用料を免除できるものとする。

- ◆ 自治会やボランティア活動団体等による地域（公共の道路、公園、河川、池沼、湖など）の清掃美化活動により回収した不燃廃棄物
- ※ 次に掲げる不燃廃棄物を搬入する場合は、使用料を減免できないものとする。
 - ◇ 集会所などの施設から発生した不燃廃棄物（建築廃材を含む）
 - ◇ 地域の清掃美化活動以外の活動に伴って発生した不燃廃棄物
- ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項の規定による産業廃棄物（事業活動に伴って生じた不燃廃棄物）と判断されるものは、搬入できないものとする。

搬入までの手続き

地域の清掃美化活動に伴う不燃廃棄物を搬入するために小八木中継基地を使用しようとする者で使用料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、搬入までに次に掲げる手続きを経て不燃廃棄物搬入の許可および使用料の減免を受けることができる。

- ◆ 申請者は、地域の清掃美化活動に伴う不燃廃棄物を搬入しようとする旨を活動場所の市町の担当課（以下「市町担当課」という。）または小八木中継基地へ事前に連絡（以下「事前連絡」という。）する。
- ◆ 市町担当課または小八木中継基地は、申請者から事前連絡を受けたときは、申請者から活動団体の概要、活動の日時や内容、搬入しようとする廃棄物の種類や量などの事情を聴取し、必要に応じて現地調査等を実施し、不燃廃棄物搬入許可の要件および使用料減免の要件を満たしていることの確認（以下「要件確認」という。）を行ったうえで、その後の手続きおよび廃棄物の搬入方法を申請者へ説明する。
- ◆ 使用料減免申請の手続きは、規則第12条の規定によるものとし、次の手順により、不燃廃棄物搬入許可申請および搬入許可の手続きならびに不燃廃棄物搬入の手続きの前または同時に行う。①申請者は、市町担当課へ要件確認を要請する。その際に、清掃美化活動の報告書や計画書、記録写真等（以下「活動報告書等」という。）がある場合はその写しを提出する。②市町担当課は、要件確認のうえ「中継施設使用料減免申請書」の関係機関証明欄へ記名・押印して申請者へ返却する。③申請者は、小八木中継基地へ「中継施設使用料減免申請書」を提出する。その際に、活動報告書等がある場合はその写しを添付する。
- ◆ 申請者は、搬入しようとする不燃廃棄物が大量の場合は、搬入する日の前日までに

搬入予定日および搬入予定廃棄物の種類と量を小八木中継基地へ連絡し、搬入が可能か否かを確認する。ただし、市町担当課が当該連絡および確認を行う場合は、申請者による当該連絡および確認は不要とする。小八木中継基地は、申請者または市町担当課へ搬入の可否を返答するときに、中継施設の廃棄物受入許容量の限度を超える恐れがある場合は、申請者に対して搬入を断りまたは搬入量を制限して搬入時期の延期を要請することがある。

- ◆ 不燃廃棄物搬入許可申請および搬入許可の手続きは、規則第 6 条第 1 項および第 7 条第 1 項の規定によるものとし、申請者は、市町担当課で不燃廃棄物搬入許可申請を行い、市町担当課は、要件確認のうえ「不燃廃棄物搬入許可書」を交付する。
- ◆ 不燃廃棄物搬入の手続きは、規則第 9 条第 1 項の規定によるものとし、不燃廃棄物搬入の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、廃棄物を搬入する際に小八木中継基地へ「不燃廃棄物搬入許可書」を提出する。

搬入の基準

- ◆ 廃棄物を搬入する場合の搬入できる日時、使用者の範囲、搬入廃棄物の種類および搬入基準は、規則第 2 条から第 5 条までの規定による。
- ◆ この基準により廃棄物を搬入することができる車両は、軽自動車（軽トラックを含む）、普通乗用車または 2 t 程度以下のトラックとし、使用者は、搬入車両に応じた最大積載量を順守する。
- ◆ 使用者は、汚泥（壁土、揚土など）を搬入する場合は、汚泥を土のう袋等に入れ、十分に水切りしたうえで搬入する。土のう袋等の中に汚泥以外の草・木・その他ごみ類などが混入している場合は、搬入できないものとする。
- ◆ 使用者は、小八木中継基地の場内では、安全を確保するため、廃棄物を適正に処分するために、施設職員の指示に従い、自ら搬入廃棄物の荷降ろしを行う。
- ◆ 産業廃棄物の搬入、過積載での搬入、許可業者以外の者による代理搬入などの不適正な搬入はできないものとする。
- ◆ 小八木中継基地は、使用者が規則第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき、もしくは規則第 9 条第 2 項に該当するときは、使用の許可を取り消し、廃棄物の搬入を拒否または制限し、当該廃棄物を持ち帰らすことができる。

その他

- ◆ 市町担当課および小八木中継基地は、この基準の運用にあたっては、情報共有を徹底し、必要に応じて双方での協議を適宜に行うなど緊密な連携を図り、地域の清掃美化活動者に寄り添った丁寧な住民対応に努めるとともに、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める。
- ◆ 活動団体の代表者は、活動者全員がこの基準を順守するよう、丁寧な周知に努める。
- ◆ この基準は、令和 5 年 6 月 7 日から施行する。

※ 市町担当課

彦根市 生活環境課
愛荘町 暮らし安全環境課
豊郷町 住民生活課
甲良町 住民人権課
多賀町 産業環境課

自治会やボランティア活動団体等による 地域の清掃美化活動に伴う不燃ごみ搬入の流れ

1 事前連絡、事情聴取、説明

申請者	市町担当課 または 小八木中継基地
地域の清掃美化活動に伴う 不燃ごみ搬入を連絡	<div style="text-align: center;">→</div> 事情を聴取 活動団体の概要 活動の日時や内容 搬入ごみの種類や量 <div style="text-align: center;">←</div> 必要に応じて現地調査等を実施し、 要件確認のうえ、 その後の手続きや搬入方法を説明

2 減免申請手続き

申請者	市町担当課	小八木 中継基地
要件確認を要請 活動報告書等があれば写しを提出	<div style="text-align: center;">→</div> 要件確認のうえ、 減免申請書の関係機関証明欄に 記名・押印して返却	
減免申請書を提出 活動報告書等があれば写しを添付		<div style="text-align: center;">←</div>

※ 「4 搬入許可申請・搬入許可の手続き、搬入手続き」の前または同時に行う。

3 搬入ごみが大量の場合、搬入可否の確認

申請者	小八木中継基地
搬入日の前日までに 搬入予定日、ごみの種類・量を連絡 搬入可否を確認	<div style="text-align: center;">→</div> 搬入可否を返答 受入許容量限度超過の恐れがある場合は 搬入拒否または搬入量制限のうえ 搬入時期の延期を要請することがある

※ 市町担当課が連絡・確認を行う場合は、申請者による連絡・確認は不要

4 搬入許可申請・搬入許可の手続き、搬入手続き

申請者	市町担当課	小八木中継基地
搬入許可申請	<div style="text-align: center;">→</div> 要件確認のうえ、 搬入許可書を交付	
不燃ごみを搬入 搬入許可書を提出		<div style="text-align: center;">←</div> 廃棄物確認のうえ、 搬入を受入

※ 「2 減免申請手続き」と同時に行うことができる。

- ◆ 市町担当課および小八木中継基地は、情報共有を徹底し、必要に応じて双方での協議を適宜に行うなど緊密な連携を図り、地域の清掃美化活動者に寄り添った丁寧な住民対応に努めるとともに、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める。